



AML/CFTの枠組みの有効性の検証： 米国の経験から学ぶべきこと

キャロル・M・ボーミエ 著

背景

2025年3月31日、日本の金融庁(以下「FSA」)は「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」の英訳を公表しました(この文書は元の日本語で2025年3月31日に発行されました)。この文書およびそこに含まれるガイダンスは、FSAのマネーロンダリング防止(AML)およびテロ資金供与対策(CFT)体制の強化に向けた取り組みの最新の状況を反映しています。これ以前にも、FSAは「マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(2018年)」を公表し、AML/CFTの枠組みに対するFSAの要請事項を明示するとともに、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(2021年)」も公表しました。加えて、金融機関は、2024年3月までにAML/CFT体制を整備および実施することが求められていました。枠組みが整備された今、FSAのガイダンスは、効果的なAML/CFTプログラムを維持するために、定期的な「有効性検証」の重要性を強調しています。この「有効性検証」とは、金融機関が直面するマネーロンダリングおよびテロ資金供与のリスクの変化を「適切に特定、評価、低減」しているかどうかを確認するための取組みと定義され、次の2つの基本的な質問に答えることが求められています。

1. マネーロンダリング(ML)とテロ資金供与(FT)のリスクの特定・評価は適切か。

2. ML/FT リスクの低減は適切か。

FSAのガイダンスは、誰が有効性検証を行うべきかを規定していませんが、以下の点を明確にしています。

- 取締役会は、検証を確実に実施する責任を負う。
- 経営陣は検証の実施に十分なリソースを割り当て、すべての事業部門が協力するよう責任を負う。
- FSAは、有効性検証に関する計画、実施および改善の適切性について、内部監査部門が独立して確認することが必要であると考えている。

FSAのガイダンスでは、有効性のすべての側面を毎年検証する必要はないことを明確にし、有効性検証の頻度はリスクに応じたものとすべきであると示しています。しかし、ガイダンスでは、金融機関は、法令の重大な違反や、金融機関の商品やサービスの不正利用を伴うマネーロンダリング事案特定などの事象が発生した場合は、統制が有効であったかを再評価するか、さらなる改善が必要かどうかを判断するために、有効性を再検証することが期待されると明記されています。

米国の対応

2001年に制定された「テロリズムを摘発し阻止するために適切な手段を提供し、アメリカを団結させ強化する法律」（通称「米国愛国者法」）は、米国法規制の遵守と運用効果を確保するために、金融機関のAMLプログラムを定期的な独立したテスト対象とすることを義務付けています。FSAのガイダンスには、有効性検証は独立した第三者によって行われなければならないとは明示されていませんが、日本の金融機関は、米国の約25年の経験から学ぶことができるいくつかの教訓があります。

米国におけるAMLプログラムの独立したテストに関する一般的な規制上の懸念事項

米国で独立したテストの要件が施行されてから20年近くが経ちますが、いまだに検査報告書において規制当局がテストを指摘する事例は珍しくありません。

以下は指摘されている一般的な懸念事項の一部です。

1. テスターの質

独立したテスト要件が導入された当初ほど大きな問題ではありませんが、規制当局は依然として独立したテスターの経験やスキルを指摘しています。多くの米国の金融機関は、2線コンプライアンス担当者と同様の研修を受け、認定を受けた人材で構成されるAML/CFT 監査専門チームを設立することで、この問題に対処しています。また、他の金融機関は、より幅広い業界知識を持つ外部専門家を自社チームに補完的に採用しています。

2. 不十分なリスクベース

テスターは、不完全で、根拠のない、または古いリスク評価に依存して、テスト範囲を決定し、リスクの高い領域を見落とす可能性があります。米国の規制当局は、1線と2線が行うAML/CFTリスク評価が信頼できない場合、独立したテスターが独自のリスク評価を行うことを期待しています。

3. テストの深度

テストプログラムはチェックリスト的なアプローチを取りすぎているという批判を受ける場合があります。定性的な評価に依存し、十分な取引テストが含まれていない、あるいはプログラムの欠陥の根本原因や、特定された問題が組織全体に波及し得るものかどうかを検討していない、というものです。

4. テスターによるチャレンジの不足

これは経験の浅いテスターに関連する問題であることが多く、規制当局は、テスターが経営陣からの不十分な

是正措置の回答を受け入れてしまうことを指摘しています。すなわち、有効性上の課題の根本原因を完全に対処できないような対応策や、対処に長い時間を要するような対応にもかかわらず、その間に代替的な統制措置を導入しない経営陣の対応を許容してしまうことです。

5. 不十分なフォローアップ

テスターは特定された課題に対するフォローアップが不十分であり、推奨された変更が効果的に実施されるように徹底していないとして指摘される可能性があります。

最近より懸念が高まっているのは、テスターが、分析能力を向上させる人工知能や機械学習などの先進的なテクノロジーを十分に活用しているかどうかです。

要するに、米国の経験から、有効性テストを成功させるカギは、十分に訓練され、関係するすべての関係者からその経験とスキルを認められているテスターにあるということです。そうしたテスターは、自らの知識に基づき、有効性レビューの範囲を適切に設定および実施し、洞察に富んだ結論を導き出し、発見された課題に対応するために関係者が計画する行動に対して適切に異議を唱えることができます。一部の米国の金融機関が、規制当局の独立したテストに対する期待に応えることに依然として苦労している事実は、これが困難な課題であることを示しています。

日本の金融機関の今後の対応

FSAのガイダンスでは、金融機関が有効性検証をどのように実施し、その検証結果を金融機関のAML/CFT 体制（リスク低減措置を含む）の妥当性を支援するためにどのように活用されているかを、FSAが取締役会、経営陣、内部監査部門と対話することを示しています。

FSAはまた、業界に対し、AML/CFTに関する自らの知識をさらに深めていくことを約束し、ベストプラクティスを業界と共有する意向を示しています。後者は、米国の銀行が自国の規制当局にも実施して欲しいと強く望んでいる点です。

FSAガイダンスは、有効性検証に対する幅広い期待を提示し、金融機関が、それぞれのリスクプロファイルに応じて、個々の金融機関のニーズに最も適した有効性検証プログラムを柔軟に設計および実施することを認めています。取締役会および経営陣は、このガイダンスを実行可能なプログラムに「変換」しなければなりません。米国の経験がすべての答えとなるわけではありませんが、プログラムの設計および実施、そして非常に重要なこととして、取締役会および経営陣がプログラムの開発に慎重に取り組んだことを示す上で、いくつかの教訓を得ることができます。

著者について

キャロル・ボーミエは、プロティビティのリスク・コンプライアンス部門のシニアマネージングディレクタであり、前のAPAC FSIのリーダーです。ワシントンD.C.を拠点に、30年以上にわたり、さまざまな業界の幅広い規制問題に携わってきました。プロティビティに入社する以前は、アーサーアンダーセンの規制リスクサービス部門のパートナーを務め、The Secura Groupのマネージングディレクタ兼創設パート

ナーとしてリスクマネジメントサービス部門を率いていました。

コンサルティング業務に就く以前は、米国通貨監督庁 (Officer of the Comptroller of the Currency : OCC) において、主に多国籍および国際的に活動する銀行の検査官として、そのほかにもOCC長官の上級秘書官、OCC経営チームメンバーやOCC長官の庁内外渉外責任者として、計11年間勤務しました。ボーミエは、規制やその他のリスク問題に関して頻繁に執筆や講演を行っています。

プロティビティについて

プロティビティは、企業のリーダーが自信をもって未来に立ち向かうために、高い専門性と客観性のある洞察力や、お客様ごとに的確なアプローチを提供し、ゆるぎない最善の連携を約束するグローバルコンサルティングファームです。25ヶ国、90を超える拠点で、プロティビティとそのメンバーファームはクライアントに、ガバナンス、リスク、内部監査、経理財務、テクノロジー、デジタル、オペレーション、人材・組織、データ分析におけるコンサルティングサービスを提供しています。プロティビティは、米国フォーチュン誌の働きがいのある会社ベスト100に10年連続で選出され、Fortune 100の80%以上、Fortune 500の約80%の企業にサービスを提供しています。また、成長著しい中小企業や、上場を目指している企業、政府機関等も支援しています。プロティビティはRobert Half (RHI)の100%子会社です。